

介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律案要綱

第一 介護保険法の一部改正

一 低所得者に対する居宅介護サービス費等の額の特例

1 特定要介護被保険者が受ける居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給については、居宅サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修についての利用者である被保険者の必要な費用に関する負担（以下「利用者負担」という。）を免除（現行は一割）することとし、関係規定について必要な読替えを行うこと。

（介護保険法第五十条第一項関係）

2 特定要介護被保険者が受ける施設介護サービス費及び特例施設サービス費の支給については、施設サービスについての利用者負担を、厚生大臣が定める特定要介護被保険者の所得の区分に応じて減免（現行は一割）することとし、関係規定の必要な読替えを行うこと。 （同法第五十条第二項関係）

3 1及び2の特定要介護被保険者は、次の から までのいずれかに該当していることにつき、厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けている要介護被保険者とすること。

当該介護給付に係る居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に係る日として厚生省令で定める日（二二を除き、以下「基準日」という。）の属する年度（当該基準日の属する月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。二二 において同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。二二 において同じ。）

基準日の属する月において、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である者であつて厚生省令で定めるもの

基準日において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者である者

（同法第五十条第三項関係）

4 災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることによる居宅介護サービス費等の額の特例は、

1の特例が適用される場合には適用がなく、2の特例が適用される場合には重ねて適用があるものと

し、重ねて適用がある場合について関係規定の必要な読替えを行うこと。

(同法第五十条第四項及び第五項関係)

二 低所得者に対する居宅支援サービス費等の額の特例

1 特定居宅要支援被保険者が受ける居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費及び居宅支援住宅改修費の支給については、居宅サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修についての利用者負担を免除(現行は一割)することとし、関係規定について必要な読替えを行うこと。

(同法第六十条第一項関係)

3

2 1の特定居宅要支援被保険者は、次の から までのいずれかに該当していることにつき、厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けている居宅要支援被保険者とする事。

当該予防給付に係る居宅サービス(これに相当するサービスを含む)、特定福祉用具の購入又は住宅改修に係る日として厚生省令で定める日(以下「基準日」という。)(の属する年度(当該基準日の属する月が四月又は五月の場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

基準日の属する月において、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である者であつて厚生省令で定めるもの

基準日において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者である者

(同法第六十条第二項関係)

3 災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることによる居宅介護サービス費等の額の特例は、1の特例が適用される場合には適用がないものとする事。

(同法第六十条第三項関係)

三 介護給付及び予防給付に要する費用に関する国の負担

1 介護給付及び予防給付に要する費用(2の費用を除く。)に関する国の負担の割合を百分の四十五(現行百分の二十)とすること。

(同法第二百一十一条第一項関係)

2 国は、政令で定めるところにより、第一の一1及び2並びに第一の二1による措置に要する費用の額を負担すること。

(同法第二百一十一条第三項関係)

四 介護保険の保険料等に関する低所得者の負担の在り方等についての検討

保険料及び納付金の納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料(地方税法の規定に

より徴収する国民健康保険税を含む。)又は掛金に関する低所得者の負担の在り方並びにこれと関連を有する財政安定化基金等の制度について、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする事。

(同法附則第二条関係)

第二 介護保険法施行法の一部改正

1 老人福祉法第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に要する費用の徴収については、これらの措置に相当する介護保険法の規定による居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付が行われる場合の当該介護保険の被保険者の負担の程度を勘案しつつ、その負担能力に応じて、行うこととする事。

(介護保険法施行法第二十条中老人福祉法第二十八条の改正規定関係)

2 介護保険法施行法の施行の際現に特定老人保健施設に入所している老人医療受給対象者に対して支給される医療費の額について、第一の一(2)(3)に係る部分を除く。)と同様の特例を設けるものとする事。

(介護保険法施行法第二十六条第三項関係)

第三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。